

養子離縁届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日 届出

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらに記入してください。

(先)大阪府枚方市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	大阪府枚方市長 印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出してください(役場が相当と認めたとときは、1通で足りることもあります。)
 また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 養子が十五歳未満のときは、離縁後に法定代理人となる人が署名押印してください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 裁判離縁、死亡した者との離縁のときは、次のものがが必要です。
 調停離縁 → 調停調書の謄本
 審判離縁 → 審判書の謄本と確定証明書
 和解離縁 → 和解調書の謄本
 認諾離縁 → 認諾調書の謄本
 判決離縁 → 判決書の謄本と確定証明書
 死亡した者との離縁 → 許可の審判書の謄本と確定証明書

離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名をご記入ください。

養子		親	
(よみかた)	おおさか たろう	おおさか いちろう	
氏名	大阪 太郎	大阪 一郎	
生年月日	平成4年 9月 10日	昭和63年 9月 18日	
住所	大阪府枚方市大垣内町2丁目 1番 20号	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番 20号	
世帯主の氏名	枚方 花子	大阪 一郎	
本籍	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番	
筆頭者の氏名	大阪 一郎	大阪 一郎	
父母の氏名	父 近畿 二郎	父 長男	
父母との続柄	母 枚方 花子	母	
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁	<input type="checkbox"/> 和解	
離縁後の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	<input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない
届出人	枚方 花子	大阪 一郎	

調停・裁判離縁する場合は、裁判所からの書類を持参して下さい。
 その場合の届出人は、申立人となります。確定から10日以内に届出が必要で、証人は必要ありません。但し、死亡者との離縁は、証人が必要となります。

母が離婚時に新戸籍を編成した後、母の離婚後の戸籍に入籍する場合は、「その他」欄に次のようにご記入ください。
 (記入例) 母と同籍することを希望する。

証人	
署名押印	大阪 一郎

15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合は、戸籍法73条2項の届出をすることで、縁組中の氏をそのまま使うことができます。
 養子離縁届と同時に戸籍法73条2項の届出をする場合は、「離婚後の本籍」欄の記入は必要ありません。

裁判離縁を除き、証人として、当事者以外で養子縁組の事実を知っている成人の2人の署名・押印が必要です。

養子	確認	通知
届	免・バ・保	要
使	()	不要
不受理	有	
	無	

養女	確認	通知
届	免・バ・保	要
使	()	不要
不受理	有	
	無	

養子となる方が15歳以上なら養子本人が届出人となります。

養子が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。

どちらか一方をご記入ください。

15歳未満の場合は、法定代理人が届出人となります。

届出人	枚方 花子
住所	大阪府枚方市大垣内町2丁目 1番 20号
本籍	大阪府枚方市車塚1丁目 1番
筆頭者の氏名	枚方 花子
署名押印	枚方 花子
生年月日	昭和39年 8月 23日

証人	枚方 源太郎	大阪 春子
署名押印	枚方 源太郎	大阪 春子
生年月日	昭和39年 12月 3日	昭和42年 1月 17日
住所	大阪府枚方市車塚1丁目 1番 1号	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番 20号
本籍	大阪府枚方市車塚1丁目 1番	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番

日中、連絡がつく電話番号をご記入ください。

連絡先
 電話 072 (841) 1221
 自宅・勤務先